オリンピック・ パラリンピックに 関連する アンブッシュ防止 ガイドライン 本ガイドラインは、大学連携レガシーネットワークの枠組みの中で活動する教育機関等が、オリンピック・パラリンピックの知的財産を侵害しないよう、説明するためのものです。

このネットワークの活動は教育目的の非営利の活動を前提としているため、問題となるような事例が多発するとは考えていませんが、意図しない権利侵害を防ぐために、このガイドラインを作成しました。

イリンピック・パラリンピックエンブレムや東京2020大会関連マークなどは、国際オリンピック委員会(以下、IOC)、国際パラリンピック委員会(以下、IPC)の知的財産であり、誰もが使用を認められているわけではありません。

また、商標法、不正競争防止法、著作権法等により保護されており、特に商用使用については大きな制限が生じます。

これは、オリンピック・パラリンピックのスポンサー企業の権利を保護するためという面がありますが、それに留まらずオリンピック・パラリンピックについての正しい理解を促し、その維持・発展を促進させるためのものです。例えば「パラリンピック」という言葉やIPCのエンブレムを使って有料のイベントを行ったり、物品を販売したりすると、「アンブッシュマーケティング」と言って、知的財産の侵害に当たってしまう可能性がありますので注意が必要です。

主な知的財産

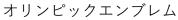


















(例:リオ2016大会)

過去大会のイメージ (例:東京1964大会)



大会エンブレム、マスコット、ピクトグラム、メダル、トーチおよびその画像や映像なども知 的財産に含まれます。

オリンピックに関するものはIOCが、パラリンピックに関するものはIPCが所有権を持っていま す。

アンブッシュマーケティングの可能性がある例①

オリンピック・パラリンピックの知的財産を商業使用すると「アンブッシュマーケティング」となってしまう可能性があります。

無料のイベントであっても、オリンピック・パラリンピックの知的財産を、IOC/IPC及びJOC/JPCのスポンサー企業以外の企業(以下、非スポンサー)が使用することは原則NGです。ケースバイケースでの判断となりますので、事前にご相談ください。

イベント名がNGである例



「オリンピック」を想起させるような名 称のイベントを行う

無料の「オリンピック」「パラリンピック」 イベントでもNGとなる例



- ▶ イベントのスポンサーが非スポンサーである。
- イベント会場で非スポンサーのチラシやサンプルを配布する。
- ▶ 非スポンサーの商品が会場内のあちこちにある。

アンブッシュマーケティングの可能性がある例②

拡散される可能性がある写真や映像のNG例



- ▶ 会場から見えるところに非スポンサーの広告等が掲出 されている。
- ▶ 会場内に非スポンサーの製品が目立つように映っている。
- ➤ 活動を紹介する媒体の同じページや見開きに競合社の 広告がある。



- ▶ 判断が難しいことや、紛らわしいことがありますので、 必ず事前に問い合わせを行ってください。
- ▶ 有料イベントの場合でも「オリンピック」「パラリンピック」の語や知的財産が使用できることがありますので、事前にご相談ください。
- ➤ 知的財産を使用するイベントの場合は、IOC/IPC、 JOC/JPCのパートナー企業の製品を使用するとトラブルを避けることができます。

アンブッシュを正しく理解し、クリーンな形で 共にスポーツを盛り上げてきましょう!

お問い合わせは…

大学連携レガシーネットワーク オペレーションチーム

Email: